

函館市学生消防団活動認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大学生、大学院生、短期大学生または専門学校生（以下「大学生等」という。）が真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、地域社会に貢献した（以下「功績」という。）場合において、その功績を認証し就職活動を支援することにより、大学生等の消防団への入団を促進し、地域防災力の充実強化を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 本制度による認証（第4条に規定する認証をいう。次条において同じ。）の対象となる者は、市内在住の大学生等または大学、大学院、短期大学、専門学校（以下「大学等」という。）を卒業して3年以内の者であって、在学中に本市の消防団員として1年以上（過去に他の市町村の消防団において活動実績がある者については、当該消防団において活動していた期間を合算することができる。）継続的に消防団活動を行った者（以下「認証対象団員」という。）とする。ただし、消防長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

2 前項の認証対象団員のうち、大学等を卒業後も本市に在住し就職活動をする者は、引き続き本市消防団員として消防団活動を継続している者に限ることとする。

(申請)

第3条 本制度による認証を希望する認証対象団員は、消防団長に別記第1号様式で定める認証推薦依頼書を提出するものとする。

2 前項の認証推薦依頼書を受理した消防団長は、当該認証対象団員の功績を認め、本制度による認証を受ける者として推薦する場合は、消防長に別記第2号様式で定める認証推薦書を提出するものとする。

3 消防長は、消防団長に対し、当該認証対象団員の功績を確認できる資料または証明書の提出を求めることができる。

(審査)

第4条 消防長は、前条第2項の規定による推薦があったときは、当該認証対象団員の功績について、別表の函館市学生消防団活動功績審査基準に基づき審査し、当該認証対象団員の功績の認証（以下「認証」という。）の可否を決定するものとする。

(認証決定通知書等の交付)

第5条 消防長は、前条の審査により認証することを決定した場合は、認証推薦書を提出した消防団長に対して、別記第3号様式で定める学生消防団活動認証決定通知書を、認証しないことを決定した場合は、別記第4号様式で定める学生消防団活動審査決定通知書を交付するものとする。

(認証状等の交付)

第6条 消防長は、認証することを決定した者（以下「被認証者」という。）に対して、別記第5号様式で定める函館市学生消防団活動認証状（以下「認証状」という。）を交付するものとする。

2 消防長は、就職活動に使用するため被認証者から申出があったときは、別記第6号様式で定める函館市学生消防団活動認証証明書（以下「認証証明書」という。）を交付するものとする。

(認証の取消し)

第7条 消防長は、被認証者が、次のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すこととし、認証状および認証証明書の返還を求めるものとする。

- (1) 刑事事件に関して起訴された場合または刑に処せられた場合
- (2) 認証の根拠となる事項に事実誤認または虚偽の内容があった場合
- (3) 公の秩序または善良の風俗に反する行為をしたと認められる場合
- (4) その他被認証者として、不適切と判断される行為があった場合

(本制度の周知)

第8条 消防長および消防団長は、本制度について、当該消防団に所属する大学生等に対して周知するものとする。

2 消防長および消防団長は、本制度について、市内の企業に周知し、認証証明書の効果が十分に得られるよう努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(別 表)

函館市学生消防団活動功績審査基準

区 分	功 績
消防団員（基本団員）	団員活動歴が継続して1年以上の団員であって、災害出動および訓練等に年間5回以上出動し、地域に貢献した団員
機能別団員（普及員）	団員活動歴が継続して1年以上の団員であって、普及員の訓練および講習等に年間5回以上参加し、救急に関する普及活動に貢献した団員
機能別団員（音楽隊）	団員活動歴が継続して1年以上の団員であって、音楽隊の練習および外部演奏等に年間10回以上参加し、火災予防の普及啓発に貢献した団員
機能別団員（通訳）	団員活動歴が継続して1年以上の団員であって、災害出動および訓練、講習等に年間3回以上出動し、通訳に関する活動に貢献した団員
その他	地域等に貢献した者として、消防長が特に認めた団員